

京 都 大 学 大 学 院 文 学 研 究 科 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院文学研究科規程</b> (昭和28年達示第6号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第18条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院教育学研究科規程</b> (昭和28年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第18条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院人間・環境学研究科規程</b> (平成3年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院情報学研究科規程</b> (平成10年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>第17条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院公共政策教育部規程</b> (平成18年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 外国学生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生</p> <p>第13条 外国学生、科目等履修生又は聴講生として入学を希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 科目等履修生の履修期間及び聴講生の聴講期間は、教授会で定める。</p> <p>3 前2項のほか、科目等履修生及び聴講生の取扱いその他については、別に定める。</p> <p>第14条 特別聴講学生として入学を希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 前項のほか、特別聴講学生の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>	<p>第6 外国学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別交流学生</p> <p>第13条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>第14条 特別聴講学生又は特別交流学生として入学を希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 前項のほか、特別聴講学生又は特別交流学生の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p>